

OCR用申請用紙配布の取りやめについて

東京法務局

これまで、商業法人登記の申請に際し、「登記すべき事項」の提出にOCR用申請用紙を利用していただく方法を取り扱っておりましたが、現在、OCR用申請用紙の配布を終了しており、OCRによる読取作業もできなくなりました。

今後は、これまでのOCR用申請用紙による「登記すべき事項」の提出に代えて、下記のいずれかの方法により「登記すべき事項」の提出をお願いします。

なお、下記2の方法は、電子署名等の添付が不要であり、かつ、下記2に記載のとおり多くのメリットがありますので、御利用ください。

記

1. オンライン登記申請

オンラインにより登記申請をしていただく方法です。オンライン登記申請は、登記所に向く手間がなく、午後9時まで利用が可能です。また、パソコン上で登記の処理状況を確認することや申請書の補正ができます。

オンライン申請には、電子署名及び電子証明書の添付が必要ですが、従前に比べ、利用するパソコンの環境設定の大幅な簡素化が図られています。

*詳細は、法務省ホームページ「商業・法人登記のオンライン申請について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)を御覧ください。

2. 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出

登記・供託オンライン申請システムにより「登記すべき事項」を提出していただく方法です。この方法には、次のようなメリットがあります。

- ① 申請用総合ソフト等を用いることにより、申請書を簡単に作成することができます。
- ② 磁気ディスク(FD又はCD)を用意する必要がありません。
- ③ オンラインによって、受付番号、補正、手続終了等のお知らせを受けることができます。
- ④ 電子署名及び電子証明書を添付する必要がありません。

*詳細は、法務省ホームページ「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

3. 磁気ディスクによる登記事項の提出

「登記すべき事項」を、磁気ディスク(FD又はCD)により提出していただく方法です。この方法では、磁気ディスクの内容を別途印刷して添付する必要がありません(磁気ディスクの返却を希望する場合には、磁気ディスクの内容を別途印刷していただく必要があります。)

*詳細は、法務省ホームページ「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した磁気ディスクの提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

4. 用紙(ペーパー)による登記事項の提出

「登記すべき事項」を、申請書に直接記載していただくか、又は任意の用紙に記載し、申請書に合符して申請書と契印(割り印)をしていただく方法です。